

○認証業務及びこれに附帯する業務の実施
に関する技術的基準

(平成十五年十二月三日)
(総務省告示第七百六号)

改正	平成一八年一〇月三一日	総務省告示	第五六 九号
同	二二年	三月二四日同	第 九一号
同	二五年	四月 五日同	第一七三号
同	二五年	九月三〇日同	第三七二号
同	二六年	九月 八日同	第三二二号
同	二七年	九月一八日同	第三一五号
同	二七年	九月一八日同	第三一六号
令和	元年	一月 五日同	第二一九号
同	二年	五月二五日同	第一七〇号
同	三年	二月一五日同	第 四五号
同	三年	八月二七日同	第二九七号
同	五年	四月二六日／デジタル庁／総務省／告示第	一一号
同	五年	五月一〇日同	第 一六号
同	六年	五月二四日同	第 二一号
同	六年	一〇月一日同	第 三三号
同	六年	一二月二七日同	第 四五号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四
年法律第百五十三号）及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務

に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）を実施す
るため、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基
準を次のように定める。

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準
(用語)

第一条 この技術的基準において使用する用語は、電子署名等に係
る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成
十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）及び電子署名等
に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施
行規則（平成十五年総務省令第百二十号。以下「規則」という。）
において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとし
る。

一 「受付窓口端末アプリケーション」とは、法第三条第五項（同
条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項にお
いて読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）において読
み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び
個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符
号の通知、法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二
項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により地
方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が通知
する個人番号カード用署名用電子証明書の受信及び法第三条第
七項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて
準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用

電子証明書の法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録、法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知、法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により機構が通知する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の受信及び法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録並びに規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、規則第六十六条第一項に規定する通知を行うためのアプリケーションをいう。

二 「コミュニケーションサーバ端末アプリケーション」とは、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号。以下「住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準」という。）第1の2に規

定するコミュニケーションサーバを操作する目的を実現するためのアプリケーションをいう。

三 「統合端末」とは、第一号に規定する受付窓口端末アプリケーション及び前号に規定するコミュニケーションサーバ端末アプリケーションを搭載した電子計算機をいう。

四 「鍵ペア生成装置」とは、法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し法第三条第四項の個人番号カードに記録するため並びに法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し法第二十二条第四項の個人番号カードに記録するための住所地市町村長又は附票管理市町村長の使用に係る電子計算機（規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、同項第一号ハ及び第二号の規定により機構が設置、管理及び運用する電子計算機）をいう。

（平二七総省告三二六・令五デジ庁総省告一六・令六デジ庁総省告二一・一部改正）

(電子署名及び電子利用者証明に係る基準)

第二条 規則第二条の基準を満たす電子署名の方式及び規則第三十八条の基準を満たす電子利用者証明の方式は、RSA方式（オブジェクト識別子 1 2 840 1 313549 1 1 1 2）であつてモジュラスとなる合成数が二千四十八ビットのものとする。

(平二六総省告三二二・平二七総省告三一六・一部改正)

(署名利用者確認及び利用者証明利用者確認の方法等)

第三条 法第三条第三項（法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する署名利用者確認及び法第二十二條第三項（法第二十二條の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する利用者証明利用者確認は、統合端末を用いて行うものとする。この場合において、住所地市町村長又は附票管理市町村長は、コミュニケーションサーバ端末アプリケーションを用いて申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項及び第十一条において同じ。）

（申請者が氏に変更があつた者であつて、その者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この項において同じ。）が記載されている場合にあつては同法第七条第一号に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号及び第七号に掲げる事項とし、申請者が外国人住民（同法第三十条の四十五に規定する

外国人住民をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該外国人住民に係る住民票に通称（同令第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下この項において同じ。）が記載されている場合にあつては同法第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号及び第七号に掲げる事項とし、申請者が国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号及び第三号から第六号までに掲げる事項とする。次項及び第十一条において同じ。）のファイルを作成した後、受付窓口端末アプリケーションを起動し、当該ファイルを取り込むものとする。

2 法第三条第十項並びに法第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第四項に規定する署名利用者確認並びに法第二十二條第十項並びに法第二十二條の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二條第四項に規定する利用者証明利用者確認は、統合端末を用いて行うものとする。この場合において、住所地市町村長又は附票管理市町村長は、コミュニケーションサーバ端末アプリケーションを用いて申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項のファイルを作成した後、受付窓口端末アプリケーションを起動し、当該ファイルを取り込むものとする。

3 統合端末については、個人識別情報（指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報をいう。以下この項において同じ。）による操作者の認証を行うものとする。ただし、個人識別情報による認証がやむを得ない事情により著しく困難であると認められる操作者については、識別符号及び暗証符号による認証を行うものとする。

4 コミュニケーションサーバ端末アプリケーションの操作権限と受付窓口端末アプリケーションの操作権限を区別し、それぞれのアプリケーションについて操作が必要な職員のみ操作が行えるよう、アクセス制御を行うものとする。

（平二五総省告一七三・平二七総省告三一六・令元総省告二一九・令六デジ庁総省告二一・一部改正）
（暗証番号の基準等）

第四条 規則第六条第二項の規定により法第三条第二項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第六条第二項各号に定める者が設定する暗証番号、規則第二十四条の三第二項の規定により法第十六条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号、規則第四十二条第二項の規定により法第二十二条第二項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第四十二条第二項各号に定める者が設定する暗証番号又は規則第五十九条の三第二項の規定により法第三十五条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号は、

他人から容易に推測されるものであってはならない。

（平二七総省告三一六・令二総省告一七〇・令五デジ庁総省告一六・令六デジ庁総省告二一・令六デジ庁総省告三三・一部改正）

（鍵ペア生成装置の基準）

第五条 鍵ペア生成装置は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 内部の情報を読み取られることを防止するための必要な機能を有すること。

二 個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。

三 当該鍵ペア生成装置、法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体又は法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体を用いて過去に作成された署名利用者符号若しくは署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号若しくは利用者証明利用者検証符号と同一の署名利用者符号若しくは署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号若しくは利用者証明利用者検証符号が、当該鍵ペア作成装置、法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体又は法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体を用いて作成されることを防止するための措置が講じられていること。

四 作成した個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を署名利用者又は利用者証明利用者の個人番号カードに送信する場合において、当該署名利用者符号又は当該利用者証明利用者符号を暗号化して送信するための必要な機能を有すること。

(平二七総省告三二六・令五デジ庁総省告一六・一部改正)
(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードの基準)

第六条 法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十二條第四項（同条第十項及び法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 公的個人認証サービス利用領域（個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）第1の10に規定する公的個人認証サービス利用領域をいう。）に個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名

利用者検証符号、個人番号カード用署名用電子証明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書並びに規則第四十二條第二項の暗証番号を記録することが可能であること。

二 受付窓口端末アプリケーション（規則第六十五條第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、個人番号カードの作成を行う電子計算機）との間で乱数等を送受信することにより、当該受付窓口端末アプリケーションが正当なものであることを確認するための必要な機能を有すること。

三 前条第四号の規定により暗号化されて送信された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を復号するために必要な機能を有すること。

四 個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の個人番号カードの外部からの読み取りを防止するために必要な機能を有すること。

(平二七総省告三二六・令二総省告一七〇・令五デジ庁総省告一六・令六デジ庁総省告二一・一部改正)
(受付窓口端末アプリケーションの基準)

第七条 受付窓口端末アプリケーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知の受信、法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用署名用電子証明書の通知、法第九条第二項において準用する法第三条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知の受信、法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに規則第六十六条第一項の規定による通知に用いる電子計算機と相互に認証を行うために必要な機能を有

すること。

- 一 個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードとの間で乱数等を送受信することにより、当該受付窓口端末アプリケーションが正当なものであることを認証するための必要な機能を有すること。

（平二七総省告三二一六・令五デジ庁総省告一六・令六デジ庁総省告二一・一部改正）

（署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成する電子計算機等の基準）

第八条 署名用電子証明書発行者署名符号（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号及び移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）を作成するための機構の使用に係る電子計算機は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 外部から内部の情報を読み取られることを防止するための必要な機能を有すること。

- 二 取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認するために必要な機能を有していること。
 - 三 署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号の入力及び出力に当たって、適切な保護措置が講じられるものであること。
 - 四 バックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号の複製を行うことが可能であるとともに、複製されたバックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号を安全に保存することができるものであること。
 - 五 署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。
- 2 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、RSA方式（オブジェクト識別子 1 2 840 113549 1 1 11）であつてモジュラスとなる合成数が二千四十八ビットのものとする。
 - 3 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の使用期間は、四年とする。
(平二七総省告三二六・令五十三庁総省告一六・一部改正)
(個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項)

- 第九条** 法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。
- 一 電子署名は署名又は押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、法第四条の規定により、個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。
 - 二 法第十条第一項の規定により、個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した個人番号カードが使用できなくなったときは、住所地市町村長（国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長）を経由して、速やかに当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。
 - 三 虚偽の申請をして、不実の個人番号カード用署名用電子証明書を発行させた者は、法第七十二条の規定により罰せられるこ

と。

2 法第二十二條第七項（同條第十項及び法第二十二條の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

一 電子利用者証明は電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置であつて、当該措置を行つた者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものであることから、法第二十三條の規定により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。

二 法第二十九條第一項の規定により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した個人番号カードが使用できなくなったときは、住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長）を経由して、速やかに当該利用者証明利用者に係

る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

三 虚偽の申請をして、不実の個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行させた者は、法第七十三條の規定により罰せられること。

（平二七総省告三二六・令五デジ庁総省告一六・令六デジ庁総省告二一・一部改正）

（住所地市町村長及び附票管理市町村長と機構との間の情報の送受信）

第十条 法第三條第八項及び第二十二條第八項に規定する電気通信回線は、住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の1に規定する住民基本台帳ネットワークシステム（第三十七條第一項において「住民基本台帳ネットワークシステム」という。）その他の電気通信回線であつて総務大臣が適当と認めるものでなければならない。

2 法第三條第五項（同條第十項及び法第三條の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに法第三條第六項（同條第十項及び法第三條の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の通知を第三條第八項（同條第十項及び法第三條の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所

地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号並びに個人番号カード用署名用電子証明書を暗号化しなければならない。

- 3 法第二十二條第五項（同條第十項及び法第二十二條の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに法第二十二條第六項（同條第十項及び法第二十二條の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を第二十二條第八項（同條第十項及び法第二十二條の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。

（平二七総省告三二六・令五デジ庁総省告一六・令六デジ庁総省告二一・一部改正）

（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式）

- 第十一條** 署名用電子証明書（法第三條第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）及び利用者証明用電子証明書（法第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以

下同じ。）の様式は、H二一〇勸告X・509（03／2000）に準拠するものとし、署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七條第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項は、署名用電子証明書の拡張領域に記録するものとする。

（平二七総省告三二六・令五デジ庁総省告一六・令六デジ庁総省告二一・一部改正）

（署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

- 第十二條** 署名用電子証明書発行記録（法第八條に規定する個人番号カード用署名用電子証明書発行記録及び法第十六條の七に規定する移動端末設備用署名用電子証明書発行記録をいう。次項において同じ。）の記録及び保存並びに利用者証明用電子証明書発行記録（法第二十七條に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録及び法第二十五條の七に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。次項において同じ。）の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体（法第三條第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録し、保存することにより行うものとする。

- 2 機構は、署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(平二七総省告三二六・旧第二十条繰上・一部改正、令五
デジ庁総省告一六・一部改正)

(署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書
失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第十三条 署名用電子証明書失効申請等情報 (法第十一条に規定す
る個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報及び法第十
六条の十に規定する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等
情報をいう。次項において同じ。) の記録及び保存並びに利用者
証明用電子証明書失効申請等情報 (法第三十条に規定する個人番
号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報及び法第三十
五条の十に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効
申請等情報をいう。次項において同じ。) の記録及び保存は、専
用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとし
る。

2 機構は、署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電
子証明書失効申請等情報を記録し及び保存した電磁的記録媒体の
滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わ
なければならない。

(平二七総省告三二六・旧第二十一条繰上・一部改正、令
五デジ庁総省告一六・一部改正)

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失
効情報及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用
者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法)

第十四条 法第十二条の規定による個人番号カード用署名用電子証
明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録及び保存並びに法第
三十一条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書
に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存は、専用
の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。
2 機構は、署名利用者異動等失効情報及び利用者証明利用者異動
等失効情報を記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損
の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければなら
ない。

(平二七総省告三二六・旧第二十二条繰上・一部改正、令
五デジ庁総省告一六・一部改正)

(署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子
証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

第十五条 署名用電子証明書記録誤り等に係る情報 (法第十三条に
規定する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情
報及び法第十六条の十一に規定する移動端末設備用署名用電子証
明書記録誤り等に係る情報をいう。次項において同じ。) の記録
及び保存並びに利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報
(法第三十二条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証
明書記録誤り等に係る情報及び法第三十五条の十一に規定する移
動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報をい
う。次項において同じ。) の記録及び保存は、専用の電磁的記録
媒体に記録し、保存することにより行うものとする。

2 機構は、署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(平二七総省告三二六・旧第二十三条繰上・一部改正、令五デジ庁総省告一六・一部改正)

(署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法)

第十六条 署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報(法第十四条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び法第十六条の十二に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。次項において同じ。)の記録及び保存並びに利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報(法第三十三条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び法第三十五条の二に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。次項において同じ。)の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。

2 機構は、署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情

報及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(平二七総省告三二六・旧第二十四条繰上・一部改正、令五デジ庁総省告一六・一部改正)

(署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

第十七条 署名用電子証明書失効情報ファイル(法第十六条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル及び法第十六条の十五に規定する移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。次項及び第三十一条において同じ。)の作成及び保存並びに利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(法第三十五条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び法第三十五条の十五に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。次項及び第三十一条において同じ。)の作成及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。

2 機構は、署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(平二七総省告三二六・旧第二十五条繰上・一部改正、令五デジ庁総省告一六・一部改正)

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体の基準）

第十七条の二 法第十六条の二第一項及び法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 内部の情報を読み取られることを防止するための必要な機能を有すること。
- 二 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号並びに移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。
- 三 半導体集積回路に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、法第十六条の二第一項及び法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。
- 四 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八の認証の基準に適合していること。
- 五 半導体集積回路上に公的個人認証サービスアプリケーション（個人番号カード等に関する技術的基準第1の9に規定する公的個人認証サービスアプリケーションをいう。次号において同

じ。）のための専用の領域を有すること。

- 六 暗証番号（規則第二十四条の三第二項の規定により法第十六条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号及び規則第五十九条の三第二項の規定により法第三十五条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号をいう。第九号、第十一号及び第十二号において同じ。）を設定してはじめて、公的個人認証サービスアプリケーションが利用可能な状態になること。
- 七 第五号に規定する領域に移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号、移動端末設備用署名用電子証明書並びに規則第二十四条の三第二項の暗証番号並びに移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書並びに規則第五十九条の三第二項の暗証番号を記録することが可能であること。
- 八 第五号に規定する領域と機構相互間の認証を行うための情報を同号に規定する領域に設定し、同号に規定する領域の外部から同号に規定する領域の内部に記録された情報を読み取ることができないようにすること。
- 九 第五号に規定する領域に記録された情報を保護するために、アクセス権限（同号に規定する領域に記録された各情報ごとに、認証、暗証番号の照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。以下同じ。）の制御を行うこと。

十 第五号に規定する領域とそれ以外の領域は、法第十六条の二第一項に規定する電磁的記録媒体又は法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体の内部でそれぞれ独立し、同号に規定する領域以外の領域に搭載されているアプリケーションに係るシステムが、同号に規定する領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。

十一 暗証番号の照合は、第五号に規定する領域の内部で行うこと。

十二 暗証番号の照合ができない場合が続いたときは、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になること。

(令五デジ庁総省告一六・追加)

(移動端末設備用署名用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項)

第十七条の三 機構は、法第十六条の二第七項の規定により同条第二項に規定する申請者が移動端末設備用署名用電子証明書を同条第四項の電磁的記録媒体に記録するときは、次に掲げる事項を申請者に提示しなければならない。

一 電子署名は署名又は押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、法第十六条の三の規定により、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、

滅失又は毀損の防止その他の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。

一 法第十六条の八第三項の規定により、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書を記録した法第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに法第十六条の八第一項の申請をしなければならないこと。

二 法第十六条の九第一項の規定により、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

四 虚偽の申請をして、不実の移動端末設備用署名用電子証明書を発行させた者は、法第七十二条の規定により罰せられること。

2 機構は、法第三十五条の二第七項の規定により同条第二項に規定する申請者が移動端末設備用利用者証明用電子証明書を同条第四項の電磁的記録媒体に記録するときは、次に掲げる事項を申請者に提示しなければならない。

一 電子利用者証明は電気通信回線に接続している電子計算機を

利用しようとする者がその利用の際に行う措置であつて、当該措置を行つた者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものであることから、法第三十五条の三の規定により、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。

一 法第三十五条の八第三項の規定により、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した法第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに法第三十五条の八第一項の申請をしなければならないこと。

二 法第三十五条の九第一項の規定により、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

四 虚偽の申請をして、不実の移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行させた者は、法第七十二条の規定により罰せられること。

(令五デジ庁総省告一六・追加)

(申請者と機構との間の情報の送受信)

第十七条の四 法第十六条の二第八項及び第三十五条の二第八項に規定する電気通信回線は、安全な通信プロトコルの採用その他の総務大臣が適当と認める措置を講じている電気通信回線でなければならない。

2 法第十六条の二第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知及び同条第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、申請者又は機構は、当該署名利用者検証符号及び移動端末設備用署名用電子証明書を暗号化しなければならない。

3 法第三十五条の二第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知及び同条第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、申請者又は機構は、当該利用者証明利用者検証符号及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。

(令五デジ庁総省告一六・追加)

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報及び個人

番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存の方法)

第十七条の五 法第十六条の十三の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存並びに法第三十五条の十三の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。

2 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報を記録し、及び保存した電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(令五デジ庁総省告一六・追加)

(認証設備室への入出場を管理するために必要な措置)

第十八条 規則第二十五条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

一 認証設備室(認証業務用設備が設置された室をいう。ただし、認証業務用設備のうち、登録用端末設備(専ら電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。))の利用者(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第二項に規

定する利用者をいう。以下同じ。))を登録するために用いられる設備をいう。以下同じ。))又は利用者識別設備(専ら利用者情報(利用者に係る情報をいう。以下同じ。))及び利用者識別符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号の二に規定する利用者識別符号をいう。以下同じ。))を識別するために用いられる設備をいう。以下同じ。))が設置されている場合においては、当該登録用端末設備又は利用者識別設備以外の認証業務用設備が設置されていない室を除く。以下同じ。)) 次に掲げる要件を満たすこと。

イ 入室する二以上の者の指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報を照合することによつて入室が可能となること。

ロ 入室者の数と同数の者の退室を管理すること。

ハ 入室のための装置の操作に不正常な時間を要した場合においては、警報が発せられること。

ニ 入室者及び退室者並びに在室者を自動的かつ継続的に監視し、及び記録するための遠隔監視装置及び映像記録装置が設置されていること。

一 登録用端末設備又は利用者識別設備が設置された室であつて、認証設備室に該当しないもの 関係者以外が容易に登録用端末設備又は利用者識別設備に触れることができないようにするための施錠等の措置が講じられていること。

(平二五総省告三七二・一部改正、平二七総省告三一六・

旧第二十六条線上・一部改正)

(認証業務用設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置)

第十九条 規則第二十五条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置は、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- 一 認証業務用設備が電気通信回線に接続している場合においては、認証業務用設備（登録用端末設備を除く。）に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォール及び不正なアクセス等を検知するシステムを備えること。
- 二 認証業務用設備が二以上の部分から構成される場合においては、一の部分から他の部分への通信に関し、送信をした設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する装置
- 三 利用者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第一号に規定する利用者署名検証符号をいう。次条において同じ。）、利用者情報及び利用者識別符号を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機が設置されている場合においては、当該電子計算機から認証業務用設備への通信に関し、送信をした当該電子計算機の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置

(平二七総省告三二六・旧第二十七条線上・一部改正)

(正当な権限を有しない者による認証業務用設備の作動を防止す

るための措置等)

第二十条 規則第二十五条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

- 一 認証業務用設備を操作者によって作動させる場合においては、各操作者に対する権限の設定並びに当該操作者及びその権限が確認できること。
 - 二 認証業務用設備を利用者情報及び利用者識別符号の識別によって自動的に作動させる場合においては、各利用者に対する利用者識別符号の設定、利用者署名検証符号、利用者情報及び当該利用者識別符号を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機（施設等の措置が講じられた室に設置されたものに限る。）の設置、当該電子計算機から電気通信回線を通じて送信された当該利用者情報及び当該利用者識別符号を識別する機能の設定並びに当該利用者情報及び利用者識別符号の確認ができること。
 - 三 電気通信回線経由の遠隔操作が不可能であるように設定されていること。ただし、電子証明書の発行及び失効の要求その他の電子証明書の管理に必要な登録用端末設備の操作については、この限りでない。
 - 四 認証業務用設備の所在を示す掲示がされていないこと。
- 2 規則第二十五条第三号に規定する認証業務用設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- 一 各動作の要求者名(操作者によって作動させる場合に限る。)、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能
- 二 特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能(操作者によって作動させる場合に限る。)

(平二七総省告三二六・旧第二十八条繰上・一部改正)

(認証業務用設備等の災害の被害を防止するために必要な措置)

第二十一条 規則第二十五条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

- 一 認証業務用設備 通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること。
- 二 認証設備室 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 水害の防止のための措置が講じられていること。
 - ロ 隔壁により区画されていること。
 - ハ 自動火災報知器及び消火装置が設置されていること。
 - ニ 防火区画内に設置されていること。
 - ホ 室内において使用される電源設備について停電に対する措置が講じられていること。
- 三 認証設備室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 建築されている土地の地盤が地震被害のおそれの少ないものであること。ただし、やむを得ない場合であつて、不同沈

下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。

- ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。
- ハ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(平二七総省告三二六・旧第二十九条繰上・一部改正)

(利用申込者に対する説明事項)

第二十二条 規則第二十六条第三号に規定する利用申込者(令第八条第二号に規定する利用申込者をいう。)に対して説明を行うべき事項とは、次の各号に掲げる事項を内容として含むものとする。

- 一 電子署名は自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、利用者署名符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号に規定する利用者署名符号をいう。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の利用者署名符号の適切な管理を行わなければならないこと。
- 二 利用者署名符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又はそのおそれがある場合、電子証明書に記録されている事項に変更が生じた場合又は電子証明書の利用を中止する場合においては、遅滞なく電子証明書の失効の請求を行わなければならないこと。
- 三 認定申請者が行う特定認証業務(電子署名及び認証業務に関

する法律第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下同じ。）に係る電子証明書を使用する場合における電子署名のためのアルゴリズムは、認定申請者が指定したものを使用する必要があること。

（平二七総省告三二六・旧第三十条線上・一部改正、令三
総省告四五・一部改正）

（特定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置）

第二十三条 規則第二十六条第九号に規定する利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置には、次の各号に掲げる措置が含まれるものとする。

一 発行者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第四号に規定する発行者署名符号をいう。第二十七条において同じ。）を当該特定認証業務以外の業務のために使用しないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。

イ 認定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第二号に規定する認定認証業務をいう。）と同程度以上の基準に従って国又は地方公共団体等が実施する認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する認証業務をいう。第三十八条において同じ。）との相互認証の実施のための使用

ロ 当該特定認証業務の維持管理のために必要な場合における使用

一 発行者署名検証符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第九号に規定する発行者署名検証符号をいう。次条において同じ。）に係る電子証明書の値をSHA-1（オブジェクト識別子 1 3 1 4 3 2 2 6）、SHA-256（オブジェクト識別子 2 1 6 8 4 0 1 1 0 1 3 4 2 2）、SHA-384（オブジェクト識別子 2 1 6 8 4 0 1 1 0 1 3 4 2 2）又はSHA-512（オブジェクト識別子 2 1 6 8 4 0 1 1 0 1 3 4 2 3）のうちいずれか一以上で変換した値によって当該特定認証業務を特定すること。

（平二二総省告九一・一部改正、平二七総省告三二六・旧
第三十一条線上・一部改正、令三総省告四五・一部改正）
（署名検証者への情報提供）

第二十四条 規則第二十六条第十号に規定する必要な情報は、次の各号に掲げる事項を含むことを要するものとする。

一 署名検証者（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第九号に規定する署名検証者をいう。以下この条において同じ。）は、電子証明書を信頼すべきか否かの判断をするときは、発行者署名検証符号を確実に入手し、当該電子証明書に行われた認定申請者による電子署名を検証することにより、当該電子証明書の発行者である認定申請者を確認すべきであること。

一 署名検証者は、電子証明書を信頼すべきか否かの判断をするときは、当該電子証明書の利用目的若しくは使用範囲又はその

制限（利用者にあらかじめ通知されている利用条件を含む。）を確認すべきであること。

三 署名検証者は、適切な手段により、電子証明書について失効に関する情報が記録されていないことを確認すべきであること。

（平二七総省告三二六・旧第三十二条繰上、令三総省告四五・一部改正）

（特定認証業務の実施に関する規程）

第二十五条 規則第二十六条第十四号に規定する認定申請者が行う特定認証業務の実施に関する規程は、次の各号に掲げる事項に関する規定を含むことを要するものとする。

一 認定申請者の名称及び連絡先（住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス）

二 証明の目的、対象又は利用範囲について制限を設ける場合においては、その制限に関する事項

三 認定申請者が負担する保証又は責任の範囲について制限を設ける場合においては、その制限に関する事項

四 利用申込みの方法及び利用者の真偽の確認の方法に関する事項

五 電子証明書の失効の請求に関する事項

六 電子証明書の失効に関する情報の確認の方法及び確認することができきる期間に関する事項

七 当該特定認証業務に係るセキュリティに関する事項（利用者に係る個人情報取扱いに関する事項を含む。）

八 当該特定認証業務の利用に係る料金に関する事項

九 帳簿書類の保存に関する事項

十 業務の廃止に関する事項

十一 認定申請者との間で係争が生じた場合に適用される法令及び解決のための手続に関する事項

十二 当該規程の改訂に関する事項及び利用者その他の者に対する通知方法に関する事項

2 前項第十号に掲げる事項には、認定申請者が行う特定認証業務を廃止する日の六十日前までにその旨を利用者に通知すること

（法第十七条第三項の規定により認定を取り消された場合等、やむを得ない場合はこの限りでない。）及び認定に係る特定認証業務を廃止する日までに利用者に対して発行した電子証明書について失効の手続を行うことが含まれるものとする。

（平二七総省告三二六・旧第三十三条繰上、令三総省告四五・一部改正）

（認証業務用設備の操作等に関する許諾等）

第二十六条 規則第二十六条第十七号に規定する認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に関する識別符号の管理が適切に行われていることとは、次の各号に掲げる要件を満たすことを要するものとする。

一 認証設備室への立入りは、複数の者により行われること。

二 設備の保守その他の業務の運営上必要な事情により、やむを得ず、立入りに係る権限を有しない者を認証設備室へ立ち入ら

せることが必要である場合においては、立入りに係る権限を有する複数の者が同行すること。

三 システム管理者に係る識別符号については、特に厳重な管理が行われていること。

(平二七総省告三二六・旧第三十四条繰上、令三総省告四五・一部改正)

(発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置)

第二十七条 規則第二十六条第十八号に規定する発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一 発行者署名符号の生成及び管理は、認証設備室内で複数の者によつて規則第二十五条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われること。

二 バックアップ用の発行者署名符号の複製は、次に掲げるいずれかの方法により行われること。

イ 認証設備室内で規則第二十五条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われ、かつ、複製されたバックアップ用の発行者署名符号は、認証設備室と同等の安全性を有する場所に保存されること。

ロ 認証設備室内で発行者署名符号に関する情報を分割し、複数の者が異なる安全な場所に分散して保管する方法（発行者署名符号を再生する場合には、複数の者が集合することを要するものに限る。）により行われること。

三 発行者署名符号の使用を可能とし、又は不可能とするための認証業務用設備の設定の変更は、認証設備室内で複数の者により行われること。

四 発行者署名符号の使用を終了する場合には、複数の者により物理的な破壊又は完全な初期化等の方法により完全に廃棄し、かつ、複製された発行者署名符号についても同時に廃棄すること。

(平二七総省告三二六・旧第三十五条繰上・一部改正、令三総省告四五・一部改正)

(電子署名等確認設備室への入出場を管理するために必要な措置)

第二十八条 規則第二十七条第一号に規定する入出場を管理するために必要な措置は、次の各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

一 電子署名等確認設備室（電子署名等確認設備が設置された室をいう。以下この条及び第三十条の二において同じ。）に入退室する者に鍵を貸与する際に、その者が入室する権限を有することを確認すること、入退室管理カードにより電子署名等確認設備室に入退室する者が入室する権限を有することを確認すること、入退室する者の指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報を照合する方法によりその者が入室する権限を有することを確認すること等により、入退室の管理を適切に行うこと。

- 一 電子署名等確認設備室の鍵又は入退室管理カードの管理方法その他入退室の管理の方法に応じた入室する権限の設定の方法を定めること。

(平二七総省告三二六・追加、令二総省告一七〇・令三総省告四五・一部改正)

(電子署名等確認設備への不正なアクセスを防止するために必要な措置)

第二十九条 規則第二十七条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置は、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- 一 電子署名等確認設備が電気通信回線に接続している場合においては、電子署名等確認設備に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォールを備えること。
- 一 電子署名等確認設備が二以上の部分から構成され、かつ、異なる場所に設置される場合において、相互の通信が必要となるときは、通信相手相互の認証を行うとともに、データの暗号化を行うこと。

(平二七総省告三二六・追加)

(正当な権限を有しない者による電子署名等確認設備の作動を防止するための措置等)

第三十条 規則第二十七条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置は、次の各

号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

- 一 電子署名等確認設備を操作者によって作動させる場合においては、各操作者に対する権限の設定並びに当該操作者及びその権限が確認できること。

- 一 電子署名等確認設備を自動的に作動させる場合においては、署名利用者から通知される当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書又は利用者証明利用者から通知される当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行つた電子利用者証明に関する利用者証明用電子証明書(以下この号において「署名利用者等から通知される情報」という。)を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機の設置、当該電子計算機から電気通信回線を通じて送信された署名利用者等から通知される情報を識別する機能の設定並びに署名利用者等から通知される情報の確認ができること。

- 2 規則第二十七条第三号に規定する電子署名等確認設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- 一 各動作の要求者名(操作者によって作動させる場合に限る。)、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能

- 一 特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能(操作者によって作動させる場合に限る。)

(平二七総省告三二六・追加)

(電子署名等確認設備等の災害を防止するために必要な措置)

第三十条の二 規則第二十七条第四号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

- 一 電子署名等確認設備 通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること。
- 二 電子署名等確認設備室 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 水害の防止のための措置が講じられていること。
 - ロ 隔壁により区画されていること。
 - ハ 火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置が講じられていること。
- 三 電子署名等確認設備室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 建築されている土地の地盤が地震被害のおそれの少ないものであること。ただし、やむを得ない場合であつて、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。
 - ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。
 - ハ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすることその他火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ること

とができるよう必要な措置が講じられていること。

(令二総省告一七〇・追加、令三総省告四五・一部改正)
(情報の漏えい防止等のために必要な措置)

第三十一条 規則第二十八条第三号へに規定する必要な措置には、次の各号に掲げる措置を含むものとする。

- 一 規則第二十七条第一号へに掲げる情報が不要となった場合には、これを速やかに、かつ、確実に消去すること。
- 二 電子署名等確認業務を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の法令を遵守すること。
- 三 電子署名等確認業務以外の業務において、署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下この号及び次号において「署名用電子証明書の発行の番号等」という。）を、個人を識別し管理するための符号として直接使用せず、署名用電子証明書の発行の番号等に対応し、署名用電子証明書の発行の番号等に代わる番号、記号その他の符号を使用すること。
- 四 次に掲げる場合を除き、署名用電子証明書の発行の番号等を外部に提供しないこと。
 - イ 署名利用者の求めに応じ、当該署名利用者又は当該署名利用者が指定する者に対して当該署名利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合（当該提供に伴い当該署名利用者以外の署名利用者の署名用電子証明書の発行の番号

を提供する場合であつて、これらの者の同意があるときを含む。)

ロ 法第十九条第五項の特定署名用電子証明書記録情報の提供の求めのために機構に対して署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合

ハ 電子署名等確認業務の実施のために必要な場合

五 第三十条第二項に規定する機能による記録のうち、次に掲げる事項を、毎年一回、内閣総理大臣及び総務大臣（第三十七条第一項及び第三十八条において「主務大臣」という。）に報告すること。

イ 署名利用者から提供を受けた署名用電子証明書及び利用者証明利用者から提供を受けた利用者証明用電子証明書の件数

ロ イに掲げる署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書のうち削除したものの件数

ハ 機構から提供を受けた署名用電子証明書失効情報（法第十六条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報及び法第十六条の十五に規定する移動端末設備用署名用電子証明書失効情報をいう。ホにおいて同じ。）、署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報（法第三十五条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報及び法第三十五条の十五に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報をいう。

ホにおいて同じ。）、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び対応証明書の発行の番号（二において「署名用電子証明書失効情報等」という。）の件数

ニ 署名用電子証明書失効情報等のうち削除したものの件数

ホ 署名用電子証明書失効情報又は署名用電子証明書失効情報ファイルを利用して署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認を行った件数及び利用者証明用電子証明書失効情報又は利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを利用して利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認を行った件数

六 規則第二十九条第一項に規定する電子署名等確認業務受託者にあつては、同項に規定する電子署名等確認業務委託者との間で通信を行う場合には、認定業務情報に係る通信を暗号化するとともに、通信相手を確認する措置を講じること。

（平二七総省告三二六・追加、令三総省告四五・令三総省告二九七・令五デジ庁総省告一一・令五デジ庁総省告一六・令六デジ庁総省告四五・一部改正）

（情報漏えいのおそれがある場合におけるデジタル庁及び総務省への報告）

第三十二条 規則第二十八条第四号に規定する体制等には、署名利用者検証符号等の漏えいのおそれがある場合等におけるデジタル庁及び総務省への報告に関する事項を含むことを要するものとす

る。

(平二七総省告三二六・追加、令三総省告四五・令三総省告二九七・一部改正)

(情報の漏えい防止等のために必要な措置)

第三十二条の二 規則第六十四条の六条第二号トに規定する必要な措置には、次の各号に掲げる措置を含むものとする。

- 一 確認に関する事務を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律その他の法令を遵守すること。
- 二 確認の実施に際し知り得た情報の漏えいの防止及び漏えいのおそれがある場合の対応のための体制等を適切に定め、かつ、適切に周知を実施すること。

(令二総省告一七〇・追加、令五デジ庁総省告一六・一部改正)

(特定利用者証明検証者証明符号管理室への入出場を管理するために必要な措置)

第三十二条の三 規則第六十四条の七第一号に規定する入出場を管理するために必要な措置は、次の各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

- 一 特定利用者証明検証者証明符号管理室(特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備が設置された室をいう。以下この条及び第三十二条の六において同じ。)に入退室する者に鍵を貸与する際に、その者が入室する権限を有することを確認すること、入退室管理カードにより特定利用者証明検証者証明

符号管理室に入退室する者が入室する権限を有することを確認すること、入退室する者の指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報を照合する方法によりその者が入室する権限を有することを確認すること等により、入退室の管理を適切に行うこと。

- 二 特定利用者証明検証者証明符号管理室の鍵又は入退室管理カードの管理方法その他入退室の管理の方法に応じた入室する権限の設定の方法を定めること。

(令二総省告一七〇・追加、令三総省告四五・令三総省告二九七・令五デジ庁総省告一六・一部改正)

(特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置)

第三十二条の四 規則第六十四条の七第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置は、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- 一 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備が電気通信回線に接続している場合においては、特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォールを備えること。
- 二 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備が二以上の部分から構成され、かつ、異なる場所に設置される場合において、相互の通信が必要となるときは、通信相手相互の認証

を行うとともに、データの暗号化を行うこと。

(令二総省告一七〇・追加、令五デジ庁総省告一六・一部改正)

(正当な権限を有しない者による特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備の作動を防止するための措置等)

第三十二条の五 規則第六十四条の七第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

- 一 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備を操作者によって作動させる場合においては、各操作者に対する権限の設定並びに当該操作者及びその権限が確認できること。
- 二 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備を自動的に作動させる場合においては、利用者証明利用者から通知される情報を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機の設置、当該電子計算機から電気通信回線を通じて送信された利用者証明利用者から通知される情報を識別する機能の設定及び利用者証明利用者から通知される情報の確認ができること。
- 2 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。
 - 一 各動作の要求者名(操作者によって作動させる場合に限る。)、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能
 - 二 特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる

機能(操作者によって作動させる場合に限る。)

(令二総省告一七〇・追加、令五デジ庁総省告一六・一部改正)

(特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備等の災害を防止するために必要な措置)

第三十二条の六 規則第六十四条の七第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

- 一 特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備 通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること。
- 二 特定利用者証明検証者証明符号管理室 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 水害の防止のための措置が講じられていること。
 - ロ 隔壁により区画されていること。
 - ハ 火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置が講じられていること。
- 三 室内において使用される電源設備について停電に対する措置が講じられていること。
- 三 特定利用者証明検証者証明符号管理室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。

イ 建築されている土地の地盤が地震被害のおそれの少ないものであること。ただし、やむを得ない場合であつて、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。

ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。

ハ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすることその他火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置が講じられていること。

(令二総省告一七〇・追加、令三総省告四五・令五デジ庁総省告一六・一部改正)

(利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を適切に行うために必要な性能)

第三十二条の七 規則第六十四条の七第六号に規定する利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を適切に行うために必要な性能とは、次に掲げるとおりとする。

一 他人を個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と同一の者であると誤認するおそれの少ないものであること。

二 個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真から識別される者と照合するために必要な画質を有した本人の画像を撮影することができること。

(令二総省告一七〇・追加、令五デジ庁総省告一六・一部改正)

(特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法)

第三十二条の八 特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うときは、機構は、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 特定利用者証明検証者証明符号を暗号化して電磁的記録媒体に出力すること。

一 特定利用者証明検証者に対し、電磁的記録媒体の速やかな返却、電磁的記録媒体に記録した符号の使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該符号の利用を認可を受けて行う確認の業務に限定するための措置を講じること。

二 電磁的記録媒体の受渡しを特定利用者証明検証者との間で行う場合には、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分に注意すること。

四 特定利用者証明検証者に対し、暗号化された特定利用者証明検証者証明符号の復号を、外部からの読み取りを防止するために必要な機能を有する装置内において行わせること。

(令二総省告一七〇・追加)

(保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法)

第三十三条 令第十三条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を提供する方法は、署名検証者等からの問い合わせに対して保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の集合物を提供する方法又は即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十三条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間

に係る署名用電子証明書失効情報を提供する場合において、機構は、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(平一八総省告五六九・一部改正、平二七総省告三二六・旧第三十六条繰上・一部改正)

(特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法)

第三十三条の二 令第十四条の二第一号の規定により電気通信回線を通じて特定署名用電子証明書記録情報を提供する方法は、署名検証者等からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十四条の二第一号の規定により電気通信回線を通じて特定署名用電子証明書記録情報を提供する場合において、機構は、特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(令五デジ庁総省告一一・追加)

(対応署名用電子証明書の発行の番号の提供の方法)

第三十三条の三 令第十四条の三第一号の規定により電気通信回線を通じて対応署名用電子証明書の発行の番号を提供する方法は、署名検証者からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十四条の三第一号の規定により電気通信回線を通じて対応

署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合において、機構は、対応署名用電子証明書の発行の番号の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(令五デジ庁総省告一六・追加)

(対応証明書の発行の番号の提供の方法)

第三十四条 令第十五条第一号の規定により電気通信回線を通じて対応証明書の発行の番号を提供する方法は、署名検証者等からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十五条第一号の規定により電気通信回線を通じて対応証明書の発行の番号を提供する場合において、機構は、対応証明書の発行の番号の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(平二七総省告三二六・追加)

(団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法)

第三十五条 令第十六条の規定による回答は、署名確認者からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十六条の規定による回答を行う場合において、団体署名検証者は、回答を行うための団体署名検証者の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(平一八総省告五六九・追加、平二七総省告三二六・旧第三十六条の二繰上・一部改正)

(団体署名検証者が行う署名確認者への特定署名用電子証明書記

録情報の提供の方法)

第三十五条の二 令第十六条の二の規定により電気通信回線を通じて特定署名用電子証明書記録情報を提供する方法は、署名確認者からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

- 2 令第十六条の二の規定により電気通信回線を通じて特定署名用電子証明書記録情報を提供する場合において、団体署名検証者は、特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うための団体署名検証者の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(令五デジ庁総省告一・追加)

(保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法)

第三十六条 令第二十四条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する方法は、利用者証明検証者からの問い合わせに対して保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の集合物を提供する方法又は即時に応答する方法によるものとする。

- 2 令第二十四条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合において、機構は、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(平二七総省告三二六・追加)

(対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法)

第三十六条の二 令第二十五条の二第一号の規定により電気通信回線を通じて対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を提供する方法は、利用者証明検証者からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

- 2 令第二十五条の二第一号の規定により電気通信回線を通じて対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を提供する場合において、機構は、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(令五デジ庁総省告一六・追加)

(委任市町村長と機構との間の情報の送受信等)

第三十七条 規則第六十六条第二項に規定する電気通信回線は、住民基本台帳ネットワークシステムその他の電気通信回線であつて主務大臣が適当と認めるものでなければならない。

- 2 規則第六十六条第一項の規定による同項各号に掲げる事項の通知を同条第二項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、委任市町村長は、当該事項を暗号化しなければならない。
- 3 規則第六十六条第一項の規定による同項各号に掲げる事項の通知を同条第二項の規定により磁気ディスクを送付することによつて行うときは、委任市町村長は、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 当該事項を暗号化して磁気ディスクに出力すること。

二 機構に対し、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、磁気ディスクに記録したデータの使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該データの利用を規則第六十五条第一項の認証業務関連事務に限定するための措置を講じること。

三 磁気ディスクの受渡しを機構との間で行う場合には、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分に注意すること。

(平二七総省告三二六・全改、令三総省告二九七・一部改正)

(相互認証)

第三十八条 機構は、国又は地方公共団体が実施する認証業務のうち主務大臣が適当と認めるものと相互認証を行わなければならない。

(平二七総省告三二六・追加、令三総省告二九七・一部改正)

(認証業務実施設備等)

第三十九条 機構は、認証業務の用に供するため、認証業務実施設備その他総務大臣が必要と認める設備を備えなければならない。

(平二七総省告三二六・追加)

(認証業務実施設備への入出場を管理するために必要な措置)

第四十条 規則第七十二条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置は、認証業務実施設備室（認証業務実施設備が設置された室をいう。以下同じ。）が次の各号

に定める要件を満たすものをいうものとする。

一 入室する二以上の者の指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報を照合することによって入室が可能となること。

二 入室者の数と同数の者の退室を管理すること。

三 入室のための装置の操作に不正常な時間を要した場合においては、警報が発せられること。

四 入室者及び退室者並びに在室者を自動的かつ継続的に監視し、及び記録するための遠隔監視装置及び映像記録装置が設置されていること。

(平二七総省告三二六・追加、令三総省告四五・一部改正)

(認証業務実施設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置)

第四十一条 規則第七十二条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置は、次の各号に掲げるものをいうものとする。

一 認証業務実施設備に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォール及び不正なアクセス等を検知するシステムを備えること。

二 認証業務実施設備が二以上の部分から構成される場合においては、一の部分から他の部分への通信に関し、送信をした設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置

(平二七総省告三二六・追加)

(正当な権限を有しない者による認証業務実施設備の作動を防止するための措置等)

第四十二条 規則第七十二条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

- 一 認証業務実施設備を作動させる権限を操作者ごとに設定することができること。
 - 二 認証業務実施設備を作動させるに当たっては、操作者及びその権限の確認を行うことができること。
 - 三 電気通信回線経由の遠隔操作が不可能であるように設定されていること。ただし、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行及び失効の要求その他の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の管理に必要な電子計算機の操作については、この限りでない。
 - 四 認証業務実施設備の所在を示す掲示がされていないこと。
- 2 規則第七十二条第三号に規定する認証業務実施設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。
- 一 各動作の要求者名、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能
 - 二 特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能

(平二七総省告三二六・追加)

(認証業務実施設備等の災害を防止するために必要な措置)

第四十三条 規則第七十二条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

- 一 認証業務実施設備 通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること。
- 二 認証業務実施設備室 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 水害の防止のための措置が講じられていること。
 - ロ 隔壁により区画されていること。
 - ハ 火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置が講じられていること。
- 三 室内において使用される電源設備について停電に対する措置が講じられていること。
- 四 認証業務実施設備室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 建築されている土地の地盤が地震被害のおそれの少ないものであること。ただし、やむを得ない場合であつて、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。
 - ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。
 - ハ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすることその他火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ること

とができるよう必要な措置が講じられていること。

(平二七総省告三二六・追加、令五デジ庁総省告一六・一部改正)

(認証業務実施設備の操作等に関する許諾等)

第四十四条 規則第七十四条第二号に規定する認証業務実施設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に関する識別符号の管理が適切に行われていることとは、次の各号に掲げる要件を満たすことを要するものとする。

- 一 認証業務実施設備室への立入りは、複数の者により行われること。
- 二 設備の保守その他の業務の運営上必要な事情により、やむを得ず、立入りに係る権限を有しない者を認証業務実施設備室へ立ち入らせることが必要である場合においては、立入りに係る権限を有する複数の者が同行すること。
- 三 システム管理者に係る識別符号については、特に厳重な管理が行われていること。

(平二七総省告三二六・追加)

(発行者署名符号の漏えいを防止するための措置)

第四十五条 規則第七十四条第三号に規定する署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成、管理その他当該署名用電子証明書発行者署名符号及び当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

- 一 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成及び管理は、認証業務実施設備室内で複数の者によって規則第七十二条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われること。
- 二 バックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の複製は、次に掲げるいずれかの方法により行われること。
 - イ 認証業務実施設備室内で規則第七十二条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われ、かつ、複製されたバックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号は、認証業務実施設備室と同等の安全性を有する場所に保存されること。
 - ロ 認証業務実施設備室内で署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号に関する情報を分割し、複数の者が異なる安全な場所に分散して保管する方法(署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号を再生する場合には、複数の者が集合することを要するものに限る。)により行われること。
- 三 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の使用を可能とし、又は不可能とするための認証業務実施設備の設定の変更は、認証業務実施設備室内で複数の者により行われること。
- 四 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明

書発行者署名符号の使用を終了する場合には、複製の者により物理的な破壊又は完全な初期化等の方法により完全に廃棄し、かつ、複製された署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号についても同時に廃棄すること。

(平二七総省告三二六・追加)

(運用規程)

第四十六条 法第六十九条に規定する運用規程は、次に掲げる事項に関する規定を含むことを要するものとする。

- 一 機構の連絡先（住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス）
- 二 証明の目的、対象又は利用範囲の制限に関する事項
- 三 利用申込みの方法及び利用者の真偽の確認の方法に関する事項
- 四 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の失効の請求に関する事項
- 五 署名用電子証明書失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報の確認の方法及び確認することができる期間に関する事項
- 六 認証業務に係るセキュリティに関する事項（利用者に係る個人情報取扱いに関する事項を含む。）
- 七 認証業務の利用に係る手数料に関する事項
- 八 帳簿書類の保存に関する事項
- 九 当該規程の改訂に関する事項及び利用者その他の者に対する

通知方法に関する事項

(平二七総省告三二六・旧第三十八条繰下・一部改正)

附 則

この技術的基準は、法の施行の日から適用する。

(施行の日＝平成一六年一月二九日)

附 則 (平成一八年一〇月三一日総務省告示第五六九号)

この告示は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十四号）の施行の日（平成十八年十一月一日）から施行する。

附 則 (平成二二年三月二四日総務省告示第九一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年四月五日総務省告示第一七三号)

この告示は、平成二十五年七月八日から施行する。

改正文 (平成二五年九月三〇日総務省告示第三七二号) 抄
公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年九月八日総務省告示第三二二号)

この告示は、平成二十六年九月十日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一八日総務省告示第三二五号)

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

附 則 (平成二七年九月一八日総務省告示第三二六号)

1 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

- 2 この告示の施行の日以後使用する発行者署名符号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第三十二条第一項の規定により署名用電子証明書発行者署名符号（番号利用法整備法第三十一条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十四条に規定する署名用電子証明書発行者署名符号をいう。）とみなされる番号利用法整備法第三十一条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第十四条に規定する発行者署名符号をいう。）の使用期間は、この告示による改正後の認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準第八条第三項の規定にかかわらず、その作成の日から平成三十年十二月三十一日までとする。

附 則 （令和元年十一月五日総務省告示第二一九号）

この告示は、令和元年十一月五日から施行する。

附 則 （令和二年五月二五日総務省告示第一七〇号）

この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改

正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に掲げる規定（同法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第四項の改正規定に限る。）の施行の日（令和二年五月二十五日）から施行する。

附 則 （令和三年二月一五日総務省告示第四五号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十七条第一項第六号の認定を受けている者については、この告示による改正後の平成十五年総務省告示第七百六号第二十八条及び第三十条の二に規定する要件を満たすものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十八条の二第一項の認可を受けている者については、この告示による改正後の平成十五年総務省告示第七百六号第三十二条の三及び第三十二条の六に規定する要件を満たすものとみなす。

附 則 （令和三年八月二七日総務省告示第二九七号）

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和五年四月二六日／デジタル庁／総務省／告示

第一一号)

この告示は、令和五年五月八日から適用する。

附 則 (令和五年五月一〇日／デジタル庁／総務省／告示
第一六号)

この告示は、令和五年五月十一日から適用する。

附 則 (令和六年五月二四日／デジタル庁／総務省／告示
第二一号)

この告示は、令和六年五月二十七日から適用する。

附 則 (令和六年一〇月一日／デジタル庁／総務省／告
示第三三三号)

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に
掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

附 則 (令和六年一二月二七日／デジタル庁／総務省／告
示第四五号)

この告示は、公布の日から適用する。